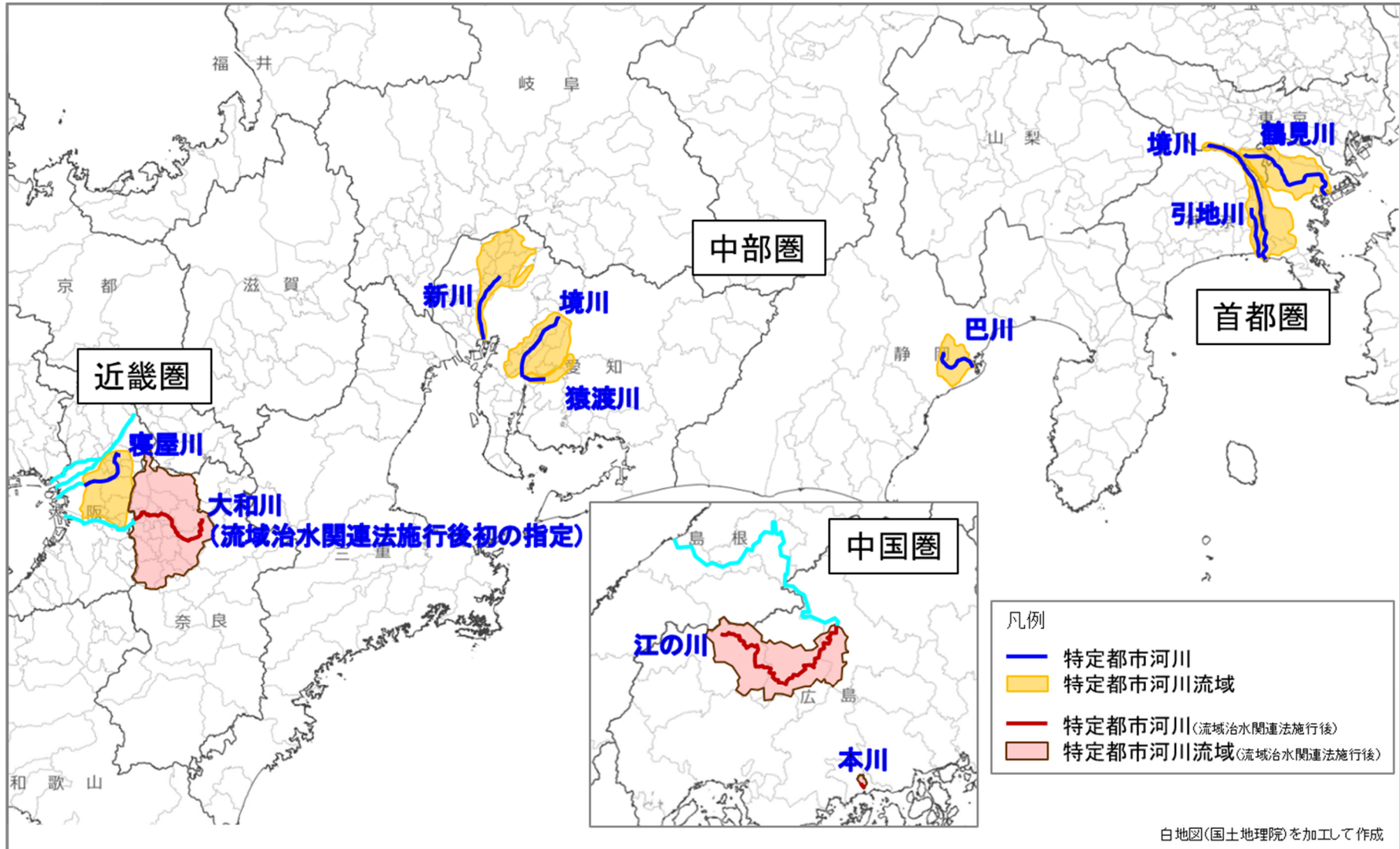


特定都市河川の指定状況

- 特定都市河川は、全国で11水系126河川が指定されています。(令和4年7月25日時点)。
- 流域治水関連法施行後は3水系(大和川・江の川・本川)が新たに特定都市河川に指定されました。

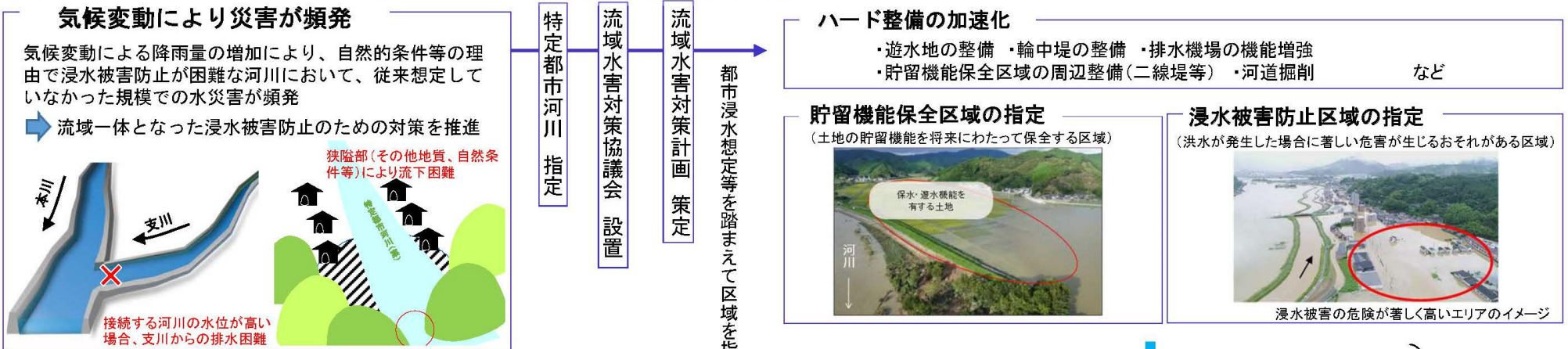


特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを支えるための流域治水関連法の活用

- 土地利用規制等を含む流域水害対策計画に基づき実施される遊水地等の河川整備や雨水貯留浸透対策等のハード整備に対する予算が重点化され、税制優遇等の支援により、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりが推進されています。

■ 特定都市河川における区域指定までの主な流れ ※法律等に基づき実施



■ 特定都市河川における整備の加速化

防災まちづくりとの連携

ハード整備の加速化

貯留機能保全区域の指定

- ・固定資産税及び都市計画税を減免する特例措置 (R4 新規税制要望)

浸水被害防止区域の指定

- ・水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりに対する重層的な取り組みを推進

※このほか、区域指定等に係る支援策を検討



- 遊水地の整備
 - 輪中堤の整備
 - 二線堤の整備
 - 排水機場の機能増強
- などのハード整備
- R4 制度拡充 (予算の重点化)

雨水貯留浸透施設の整備

- ・民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る国庫補助率の嵩上げ (R3~) (通常) 1/3 → (嵩上げ) 1/2
- ・認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税特例 (R3~)

特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践

特定都市河川の検討河川

○ 特定都市河川の検討河川は、以下の3つの項目のいずれかに該当する河川・氾濫域である必要があります。

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

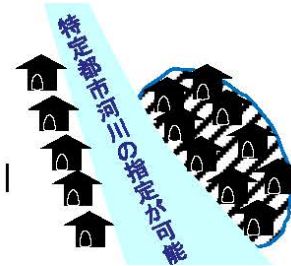
流域水害対策協議会の
設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により指定される
浸水被害に対し、概ね20-30年の
間に実施する取組を定める

特定都市河川の指定要件

市街化の進展

市街化の進展が著しく、
家屋連坦等により
河道拡幅が困難な河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや
接続先の河川への排水制限が
想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等
のため河道整備が困難又は
海面潮位等の影響により排水
が困難な河川

